

令和元年6月13日 開会

令和元年6月 日 閉会

令和元年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	平成30年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	P 1
承認第1号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 3
承認第2号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 17
承認第3号	平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認 を求めることについて……………	P 21
承認第4号	平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 35
議案第1号	江差町総合計画策定条例の制定について……………	P 47
議案第2号	江差町森林環境譲与税基金条例の制定について……………	P 51
議案第3号	投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の 一部を改正する条例について……………	P 53
議案第4号	江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……	P 55
議案第5号	江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について……………	P 57
議案第6号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について……………	P 59
議案第7号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について……………	P 61
議案第8号	令和元年度江差町一般会計補正予算(第2号)について……………	P 63
議案第9号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 83
議案第10号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について……………	P 85
議案第11号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	P 87
議案第12号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について……………	P 89

報告第1号

平成30年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成30年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月13日提出

江差町長 照井 誉之介

平成30年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付き商品券 事業	円 1,053,000	円 1,053,000	円	円 調定未済額 1,053,000 (内訳) 国庫補助金 1,053,000	円
10 教育費	2 小学校費	江差小学校電話設備 更新	円 638,000	円 638,000	円	円	円 638,000

承認第1号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を専決処分した
ことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

江差町長 照 井 誉之介

江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「においては」を「において」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄付金控除額」を「寄付金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第1

5条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提

出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
 - 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
 - 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項まで

において「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に、「当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条
において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属
する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、
同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及
び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び
第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガ
ソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」
を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び
第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改
め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項1号中「及び氏名」の次に「又は名称」
を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換

地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

別表を次のとおり改める。

寄付金の区分	控除対象寄付金
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 江差福祉会
	社会福祉法人 恵愛会
	社会福祉法人 ひのき会
	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
	社会福祉法人 雄心会

第2条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に、「次項」を「事項」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「第36条の2第1項、」の次に「第2項若しくは」を加え、「に

よつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	1,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	2,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	3,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に、「者が」を「者の」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 江差町税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、江差町税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 江差町税条例等の一部改正する条例(平成30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、江差町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があ

つた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中江差町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中江差町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中江差町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の江差町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後

の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の 2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は江差町税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第9号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の江差町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の江差町税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき江差町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の江差町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の江差町税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の江差町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第2号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

江差町長 照 井 誉之介

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第2項ただし書中「540,000円」を「610,000円」に改める。

第23条中「540,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

平成30年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成30年度江差町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

江差小学校電話設備不具合に伴う更新に係る経費について専決処分したことにつ
いて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成31年 3月26日 専決
江差町長 照井 誉之介

平成30年度江差町一般会計補正予算（第10号）

平成30年度江差町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,597,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成30年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
教育費	小学校費 学校管理費	江差小学校電話設備更新	638					638	
計			638					638	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9地方交付税		2,325,705	638	2,326,343
	1地方交付税	2,325,705	638	2,326,343
歳入合計		5,596,786	638	5,597,424

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		480,768	638	481,406
	2 小 学 校 費	113,886	638	114,524
歳 出 合 計		5,596,786	638	5,597,424

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	江差小学校電話設備更新	638

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,325,705	638	2,326,343
歳入合計	5,596,786	638	5,597,424

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10教育費	480,768	638	481,406				638
歳出合計	5,596,786	638	5,597,424	0	0	0	638

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
9 地方交付税	2,325,705	638	2,326,343
1 地方交付税	2,325,705	638	2,326,343
1 地方交付税	2,325,705	638	2,326,343
歳入合計	5,596,786	638	5,597,424

単位：千円

節		説明
区	分	
1	地方交付税	638 普通交付税

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 教育費	480,768	638	481,406				638
2 小学校費	113,886	638	114,524				638
1 学校管理費	86,513	638	87,151				638
歳出合計	5,596,786	638	5,597,424	0	0	0	638

単位：千円

節		説明
区	分	
18 備 品 購 入 費		638 江差小学校電話設備更新

承認第4号

平成31年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成31年度江差町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

5月10日に漂着した木造船の処理等に係る経費について専決処分したことにつ
いて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和元年 5月10日
江差町長 照井 誉之介

平成31年度江差町一般会計補正予算（第1号）

平成31年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,886,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産 業費	水産業総務 費	漂着木造船緊急対 策事業	1,015					1,015	
計			1,015					1,015	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰越金		20,000	1,015	21,015
	1 繰越金	20,000	1,015	21,015
歳入合計		5,885,150	1,015	5,886,165

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		204,979	1,015	205,994
	3 水 産 業 費	31,234	1,015	32,249
歳 出	合 計	5,885,150	1,015	5,886,165

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
17 繰越金	20,000	1,015	21,015
歳入合計	5,885,150	1,015	5,886,165

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6農林水産業費	204,979	1,015	205,994				1,015
歳出合計	5,885,150	1,015	5,886,165	0	0	0	1,015

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
17 繰越金	20,000	1,015	21,015
1 繰越金	20,000	1,015	21,015
1 繰越金	20,000	1,015	21,015
歳入合計	5,885,150	1,015	5,886,165

単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	
1	前年度繰越金	1,015 前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	204,979	1,015	205,994				1,015
3 水産業費	31,234	1,015	32,249				1,015
1 水産業総務費	5,870	1,015	6,885				1,015
歳出合計	5,885,150	1,015	5,886,165	0	0	0	1,015

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	役 務 費	982	手数料 廃棄物手数料ほか
13	委 託 料	33	作業委託料

議案第 1 号

江差町総合計画策定条例の制定について

江差町総合計画策定条例を、次のように定める。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

総合計画の策定に当たり、総合計画の定義を明らかにするとともに、江差町総合計画策定審議会への諮問や議会による議決等、その策定手続きに関し必要な事項を定めるため、江差町総合計画策定条例を制定するもの。

江差町総合計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、江差町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 江差町（以下「町」という。）の最上位計画として、町のまちづくりについての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町の目指すべき将来像とまちづくりの大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定めた施策を具体的に進める事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第8条1項に規定する江差町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画との整合性の確保)

第6条 町は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(江差町総合計画策定審議会)

第8条 町長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について必要な事項の調査及び審議を行うため、江差町総合計画策定審議会（次項及び第3項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20名以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(江差町総合計画策定審議会条例の廃止)

- 2 江差町総合計画策定審議会条例（昭和43年条例第13号）は廃止する。

(審議委員に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において、廃止前の江差町総合計画策定審議会条例の規定により審議会の委員である者は、この条例の規定により委嘱された委員として引き続き残任するものとする。

(総合計画に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に策定されている基本構想及び基本計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

議案第 2 号

江差町森林環境譲与税基金条例の制定について

江差町森林環境譲与税基金条例を、次のように定める。

令和元年 6 月 1 3 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

令和元年 9 月に森林環境譲与税の譲与が開始されることに伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運用するために必要な事項を定める江差町森林環境譲与税基金条例を制定するもの。

江差町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 江差町における森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、江差町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、国から江差町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。
2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(町長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第3号

投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について

投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例を改正するもの。

投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する
条例

投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票管理者	12,300円
開票管理者	10,400円
選挙長	10,400円
選挙立会人	8,600円
投票立会人	10,500円
開票立会人	8,600円

」

を

「

選挙長	1日につき10,800円
投票所の投票管理者	1日につき12,800円
共通投票所の投票管理者	1日につき12,800円
期日前投票所の投票管理者	1日につき11,300円
開票管理者	1日につき10,800円
投票所の投票立会人	1日につき10,900円
共通投票所の投票立会人	1日につき10,900円
期日前投票所の投票立会人	1日につき9,600円
開票立会人	1日につき8,900円
選挙立会人	1日につき8,900円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

議案第4号

江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

軽自動車税環境性能割の課税免除及び非課税の要件について、北海道の取扱いに合わせる必要性が生じたため、江差町税条例等の一部を改正する条例を改正するもの。

江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

江差町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、附則第15条の次に次の5条を加える改正規定中「次の5条」を「次の6条」に改め、第15条の3中「に対しては」の次に「、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、第15条の3の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第15条の3の2 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例等の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

本年10月に予定されている消費税率の引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化を目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、江差町介護保険条例を改正するもの。

江差町介護保険条例等の一部を改正する条例

(江差町介護保険条例の一部改正)

第1条 江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,100円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,100円」とあるのは、「46,800円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「28,100円」とあるのは、「54,300円」と読み替えるものとする。

(江差町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 江差町介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則（平成30年条例第12号）第2項の見出し中「から平成32年度までの各年度」を削り、同項中の「から平成32年度までの各年度」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第6号

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成31年厚生労働省令第50号）に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第7号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成31年厚生労働省令第49号）に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「給与等、」の次に「利用」を加え、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が相当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則
この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第8号

令和元年度江差町一般会計補正予算（第2号）について

令和元年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ16,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,903,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	養護老人ホーム建設事業補助				19,700		▲ 19,700	財源更正
農林水産業費	農地費	水堀排水機場長寿命化対策				4,500		▲ 4,500	財源更正
農林水産業費	治山費	陣屋町地区小規模治山				1,000		▲ 1,000	財源更正
土木費	住宅管理費	公営住宅長寿命化対策(町営住宅南が丘第4団地長寿命化)		▲ 5,309		5,200		109	財源更正
財源更正 計				▲ 5,309		30,400		▲ 25,091	
民生費	社会福祉総務費	プレミアム付き商品券事業	5,109	5,109					
民生費	老人福祉費	緊急通報システムセンター装置更新	▲ 3,490			▲ 3,900		410	
民生費	児童福祉総務費	上ノ国町子ども発達支援センター負担金	1,091					1,091	
民生費	常設保育所費	保育所広域入所	1,456					1,456	
衛生費	予防費	風しん追加的対策事業	2,125	827				1,298	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	779			779			
農林水産業費	林業振興費	森林環境譲与税基金積立	2,754				1	2,753	
教育費	生涯学習推進費	生涯学習バス更新	7,017					7,017	
計			16,841	627	779	26,500	1	▲ 11,066	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2地方譲与税		45,692	2,753	48,445
	3森林環境譲与税	0	2,753	2,753
9地方交付税		2,315,600	△13,819	2,301,781
	1地方交付税	2,315,600	△13,819	2,301,781
12国庫支出金		576,055	627	576,682
	1国庫負担金	345,005	827	345,832
	2国庫補助金	219,701	△200	219,501
13道支出金		317,281	779	318,060
	2道補助金	78,222	779	79,001
14財産収入		19,162	1	19,163
	1財産運用収入	10,922	1	10,923
19町債		872,200	26,500	898,700
	1町債	872,200	26,500	898,700
歳入合計		5,886,165	16,841	5,903,006

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3民 生 費		1,752,106	4,166	1,756,272
	1社 会 福 祉 費	1,539,536	1,619	1,541,155
	2児 童 福 祉 費	212,570	2,547	215,117
4衛 生 費		444,415	2,125	446,540
	1保 健 衛 生 費	444,415	2,125	446,540
6農 林 水 産 業 費		205,994	3,533	209,527
	1農 業 費	132,036	779	132,815
	2林 業 費	41,709	2,754	44,463
10教 育 費		545,822	7,017	552,839
	5社 会 教 育 費	79,527	7,017	86,544
歳 出 合 計		5,886,165	16,841	5,903,006

第2表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
緊急通報システムセンター装置更新	令和2年度～令和5年度	3, 5 7 2

第3表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	老人福祉施設等整備事業補助	373,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	老人福祉施設等整備事業補助	393,500	同上	同上	同上
変更前	緊急通報システムセンター装置更新	3,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	緊急通報システムセンター装置更新	0	同上	同上	同上
変更前	水堀排水機場長寿命化対策	13,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	水堀排水機場長寿命化対策	18,000	同上	同上	同上
変更前	陣屋町地区小規模治山	11,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	陣屋町地区小規模治山	12,000	同上	同上	同上
変更前	町営住宅長寿命化対策	14,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	町営住宅長寿命化対策	19,200	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	45,692	2,753	48,445
9 地方交付税	2,315,600	△13,819	2,301,781
12 国庫支出金	576,055	627	576,682
13 道支出金	317,281	779	318,060
14 財産収入	19,162	1	19,163
19 町債	872,200	26,500	898,700
歳入合計	5,886,165	16,841	5,903,006

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3民生費	1,752,106	4,166	1,756,272	5,109	15,800		△16,743
4衛生費	444,415	2,125	446,540	827			1,298
6農林水産業費	205,994	3,533	209,527	779	5,500	1	△2,747
8土木費	746,857	0	746,857	△5,309	5,200		109
10教育費	545,822	7,017	552,839				7,017
歳出合計	5,886,165	16,841	5,903,006	1,406	26,500	1	△11,066

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	45,692	2,753	48,445
3 森林環境譲与税	0	2,753	2,753
1 森林環境譲与税	0	2,753	2,753
9 地方交付税	2,315,600	△13,819	2,301,781
1 地方交付税	2,315,600	△13,819	2,301,781
1 地方交付税	2,315,600	△13,819	2,301,781
12 国庫支出金	576,055	627	576,682
1 国庫負担金	345,005	827	345,832
2 衛生費国庫負担金	303	827	1,130
2 国庫補助金	219,701	△200	219,501
2 民生費国庫補助金	5,267	5,109	10,376
5 土木費国庫補助金	176,879	△5,309	171,570
13 道支出金	317,281	779	318,060
2 道補助金	78,222	779	79,001
3 農林水産業費道費補助金	49,597	779	50,376
14 財産収入	19,162	1	19,163
1 財産運用収入	10,922	1	10,923
2 利子及び配当金	945	1	946
19 町債	872,200	26,500	898,700
1 町債	872,200	26,500	898,700
2 民生債	377,700	15,800	393,500
3 農林水産業債	37,100	5,500	42,600
5 土木債	230,300	5,200	235,500
歳入合計	5,886,165	16,841	5,903,006

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	2,753	森林環境譲与税
1 地方交付税	△13,819	普通交付税
1 保健衛生費負担金	827	感染症予防事業費（風しん）
1 社会福祉費補助金	5,109	プレミアム付き商品券事業
3 住宅費補助金	△5,309	社会資本整備総合交付金 （公営住宅長寿命化対策）
1 農業費補助金	779	経営所得安定対策等推進事業補助
1 利子及び配当金	1	基金利子
1 老人福祉施設整備事業債	19,700	養護老人ホーム建設事業補助
2 老人福祉債	△3,900	緊急通報システムセンター装置更新
1 農業債	4,500	水堀排水機場長寿命化
2 林業債	1,000	小規模治山事業
3 住宅債	5,200	町営住宅長寿命化対策（南が丘第4団地）

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
3 民生費	1,752,106	4,166	1,756,272	5,109	15,800		△16,743
1 社会福祉費	1,539,536	1,619	1,541,155	5,109	15,800		△19,290
1 社会福祉総務費	120,993	5,109	126,102	5,109			
3 老人福祉費	804,575	△3,490	801,085		15,800		△19,290
2 児童福祉費	212,570	2,547	215,117				2,547
1 児童福祉総務費	98,531	1,091	99,622				1,091
3 常設保育所費	113,098	1,456	114,554				1,456
4 衛生費	444,415	2,125	446,540	827			1,298
1 保健衛生費	444,415	2,125	446,540	827			1,298
2 予防費	63,843	2,125	65,968	827			1,298
6 農林水産業費	205,994	3,533	209,527	779	5,500	1	△2,747
1 農業費	132,036	779	132,815	779	4,500		△4,500

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
3	職員手当等	225	時間外勤務手当	
4	共済費	44	社会保険料	
7	賃金	297	臨時事務補助員	
11	需用費	305	消耗品費 印刷製本費	253 52
12	役務費	246	通信運搬費 郵便料・送料	
13	委託料	3,892	商工会事務委託	
18	備品購入費	100	ノートパソコン	
15	工事請負費	△3,930	緊急通報システムセンター装置更新工事	
23	償還金利息及び割引料	440	緊急通報システムセンター装置 譲渡事業償還金 譲渡事業償還金利息	439 1
19	負担金補助及び交付金	1,091	子ども発達支援センター追加負担金	
13	委託料	1,456	広域入所委託	
11	需用費	130	消耗品費	
12	役務費	156	通信運搬費 郵便料・送料 手数料 国保連事務手数料	60 96
13	委託料	1,811	クーポン券印刷委託 抗体検査委託 予防接種委託	380 978 453
19	負担金補助及び交付金	28	風しん予防接種費用負担	

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 農業振興費	14,434	779	15,213	779			
4 農地費	95,093	0	95,093		4,500		△4,500
2 林業費	41,709	2,754	44,463		1,000	1	1,753
2 林業振興費	17,643	2,754	20,397			1	2,753
3 治山費	23,000	0	23,000		1,000		△1,000
8 土木費	746,857	0	746,857	△5,309	5,200		109
6 住宅費	175,163	0	175,163	△5,309	5,200		109
1 住宅管理費	60,006	0	60,006	△5,309	5,200		109
10 教育費	545,822	7,017	552,839				7,017
5 社会教育費	79,527	7,017	86,544				7,017
3 生涯学習推進費	7,669	7,017	14,686				7,017
歳出合計	5,886,165	16,841	5,903,006	1,406	26,500	1	△11,066

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	779	江差町地域農業再生協議会補助 (経営所得安定対策等推進事業補助)
			財源更正
25	積立金	2,754	森林環境譲与税基金積立
			財源更正
			財源更正
11	需用費	1,008	消耗品費
18	備品購入費	6,009	生涯学習バス

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,896	42,834
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	9,745	41,959
	その他の特 別 職	417	20,209						20,209		20,209
	計	432	46,695	20,976	13,507		291	7,892	89,361	15,641	105,002
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別 職										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,896	42,834
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	9,745	41,959
	その他の特 別 職	417	20,209						20,209		20,209
	計	432	46,695	20,976	13,507		291	7,892	89,361	15,641	105,002

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	92		323,960	298,842	622,802	108,013	730,815	
補 正 額				225	225		225	
補 正 後	92		323,960	299,067	623,027	108,013	731,040	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前	10,131	7,332	74,664	53,098	10,981	29,243	1,793	7,626
補 正 額						225				
補 正 後	10,131	7,332	74,664	53,098	10,981	29,468	1,793	7,626	6,500	
区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考					
補 正 前			872	96,602						
補 正 額										
補 正 後			872	96,602						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	225	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	225	プレミアム付き商品券 事業時間外手当	

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
緊急通報システム センター装置更新	3,572			令和2 ～ 令和5	3,572				3,572

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	2,060,762	1,968,220	186,100	213,295	1,941,025	
(2) 民生債	70,491	53,587		17,093	40,394	
(3) 農林水産業債	57,824	58,830	12,000	7,447	75,883	
(4) 土木債	140,042	201,228	86,000	8,548	295,580	
(5) 公営住宅債	533,635	560,539	76,400	56,554	575,185	
3 直轄債	154,421	153,136	19,400	17,197	170,839	
4 その他	3,545,473	3,437,308	672,500	367,173	3,704,935	
(1) 過疎対策事業債	627,916	656,148	541,000	80,876	1,078,572	
(4) 財源対策債等	387,713	342,080	32,400	63,852	278,228	
合計	補正前の額	5,809,546	5,598,344	872,200	604,973	5,865,571
	補正額			26,500		26,500
	補正後の額	5,809,546	5,598,344	898,700	604,973	5,892,071

議案第9号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成28年3月11日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成31年度予算において、「水堀排水機場長寿命化対策」「観光振興（地域DMO）事業」「除雪ドーザ整備」及び「江差北中学校体育館屋根等改修」の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に追加登載し、過疎債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）を次のとおり変更する。

【区 分】1 産業の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 農 業	水堀排水機場長寿命化対策	町	
(8) 観光又は レクリエーション	観光振興（DMO）事業	民間	

_____部分を加える。

【区 分】2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(7) 自動車等 雪上車	除雪ドーザ整備	町	

_____部分を加える。

【区 分】6 教育の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関 連施設 校 舎 屋内運動場	江差北中学校体育館屋根等改修	町	

(3) 計画を加える。

議案第10号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 1 1 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 1 3 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要があるため。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 1 2 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 1 3 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

加入団体の脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する必要が生じたため。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

